

認定書

国住参建第344号
令和8年4月22日

文化シャッター株式会社
代表取締役社長 執行役員社長 小倉 博之 様

国土交通大臣 金子 恭之

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第112条第1項（特定防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

- 認定番号
EA-0499-1(2)
- 認定をした構造方法等の名称
片側単板ガラス〔耐熱強化ガラス〕入鋼製両開き戸
- 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。
令和7年10月1日より大臣印の押印が廃止されております。